

○研究成果発表の届出等に関する規程

(平成26年10月23日規程第68号)

改正	平成26年11月14日規程第77号	平成26年12月25日規程第93号
	平成27年3月31日規程第46号	平成28年2月29日規程第27号
	平成28年3月31日規程第49号	平成28年4月13日規程第54号
	平成28年9月30日規程第84号	平成28年10月31日規程第86号
	平成29年3月31日規程第25号	平成29年3月31日規程第30号
	平成30年3月22日規程第30号	平成30年3月30日規程第35号
	令和3年3月29日規程第397号	令和3年3月31日規程第405号
	令和4年3月31日規程第510号	令和5年3月31日規程第45号
	令和6年6月30日規程第168号	令和7年1月31日規程第10号
	令和7年3月31日規程第148号	令和7年4月24日規程第178号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の研究活動に従事する者（以下「研究者等」という。）が、研究所の研究成果を国内外の出版物等へ投稿、学会等における口述その他の方法により発表する際の届出その他必要な事項について定める。

(研究成果発表前の確認等)

第2条 研究者等は、研究成果を発表するときは、別に定める「研究成果発表前チェックリスト」に基づく確認を行い、発表が公正に行われるよう取り組むとともに、あらかじめ研究室主宰者の承認を得るものとする。

2 研究室主宰者は、前項の確認が適切に行われていないときは、承認を行わないとともに、研究者等に電子メール等により通知するものとする。

(業績登録システム（RARS）への登録)

第3条 研究者等は、研究成果を発表したときは、速やかに研究所に届け出るものとする。なお、研究成果が複数の研究室等にまたがる場合は、協議の上、当該研究成果を発表する研究者等のうちの1名が届け出るものとする。

2 前項の届出は、情報統合本部が運用する「業績登録システム」（RARS）への登録をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成26年11月14日規程第77号)

この規程は、平成26年11月25日から施行する。

附 則(平成26年12月25日規程第93号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規程第46号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月29日規程第27号)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規程第49号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月13日規程第54号)

この規程は、平成28年4月14日から施行する。

附 則(平成28年9月30日規程第84号)
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(平成28年10月31日規程第86号)
この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第25号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規程第30号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日規程第30号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規程第35号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規程第397号)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規程第405号)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規程第510号)
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規程第45号)
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月30日規程第168号)
この規程は、令和6年7月1日から施行する。

附 則(令和7年1月31日規程第10号)
この規程は、令和7年2月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日規程第148号)
この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月24日規程第178号)
この規程は、令和7年5月1日から施行する。